

【計算例 ケース1】

個人市・県民税額の計算例(Aさん 45歳(給与収入)の場合)

家族構成:妻(45歳)、子(20歳、14歳)

給与収入:7,000,000円

支払った社会保険料:700,000円

支払った生命保険料(新契約・一般):100,000円

支払った生命保険料(新契約・介護):100,000円

支払った地震保険料:10,000円

所得計算

給与所得:7,000,000円 \times 0.9 $-$ 1,200,000円 $=$ 5,100,000円 \cdots ①

(注意)給与収入額によって計算方法が異なります。

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:700,000円

生命保険料控除:56,000円(内訳:新契約・一般 \cdots 28,000円、新契約・介護 \cdots 28,000円)

地震保険料控除:5,000円

配偶者控除:330,000円

扶養控除:450,000円(20歳・特定控除)(14歳は年少扶養のため控除額なし)

基礎控除:330,000円

所得控除計:1,871,000円 \cdots ②

所得割額の計算

課税所得金額:①5,100,000円 $-$ ②1,871,000円 $=$ 3,229,000円 \cdots ③

税率:市民税 \cdots 6%、県民税 \cdots 4%

市民税所得割:③3,229,000円 \times 6% $=$ 193,700円 \cdots ④

県民税所得割:③3,229,000円 \times 4% $=$ 129,100円 \cdots ⑤

調整控除の計算

③の金額が200万円を超える場合

次の1、2のうち多い金額の5%(市民税3%、県民税2%)

1. {人的控除の差の合計 $-$ (③ $-$ 200万円)} $=$ 28万円 $-$ (3,229,000 $-$ 200万円) $=$ -949,000円

人的控除の差額

所得税控除 $-$ 住民税控除 $=$ 差額

配偶者控除:38万円 $-$ 33万円 $=$ 5万円

特定扶養控除:63万円 $-$ 45万円 $=$ 18万円

基礎控除:38万円 $-$ 33万円 $=$ 5万円

合計額:28万円

2. 5万円

この場合は2.で計算 市民税調整控除額:5万円 \times 3% $=$ 1,500円 \cdots ⑥

県民税調整控除額:5万円 \times 2% $=$ 1,000円 \cdots ⑦

年税額の計算

市民税額:3,500 円(均等割) + ④193,700 円 - ⑥1,500 円 = 195,700 円

県民税額:2,000 円(均等割) + ⑤129,100 円 - ⑦1,000 円 = 130,100 円

合計額:325,800 円